

海陽町区域運行型デマンド交通コールセンター

および運転業務受託者実施要綱

1. 趣旨

本要綱は、海陽町区域運行型デマンド交通コールセンターおよび運転業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 公募目的

本業務は、海陽町（以下「本町」という。）の公共交通機関の利用が困難な地域における、高齢者や障害者、児童等の移動制約者の交通手段を確保するため、安全性と利便性の高い公共交通手段を提供することを目的とし、責任を持って委託業務の遂行ができる体制の整った「受託者」の公募を行う。

3. 応募資格要件

応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 海陽町内に事務所を設置し、事業を営む者であること。
- (2) 本町が指定する期日までに受託できる体制として、普通自動車第一種免許を有する者で国土交通大臣認定有償運送運転者講習を修了した者および業務開始までに修了可能な者又は普通自動車第二種免許を有する者で、かつ免許取得後3年以上経過し、過去2年以内に免許停止処分がない者2名以上。
- (3) 応募者（法人及び代表者）が、過去5年間町税の納付義務を怠っていないこと。
- (4) 反社会的勢力に関係していないこと。
- (5) 従事する者は令和8年3月末時点で80歳未満であり、かつ3年以上の自動車運転経験を有すること。
- (6) 従事する者が心身ともに健康なこと。
- (7) 関係法令を遵守し、安全運転に努めていただけること。

4. 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10カ月間とする。

なお、町長が受託者の業務が適正に遂行できていると判断した場合は、契約日の属する年度の翌年度、翌々年度、翌々翌年度の6月末までの延長ができるものとする。ただし、予算が成立した場合に限る。

5. 業務の概要

(1) 業務名

海陽町区域運行型デマンド交通コールセンターおよび運転業務

(2) 業務内容

業務委託の内容は以下のとおり二つの業務を併せて実施するものとし、別紙「海陽町区域運行型デマンド交通コールセンターおよび運転業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

① 海陽町区域運行型デマンド交通コールセンター業務

② 海陽町区域運行型デマンド交通穴喰地区運転業務

(3) 提案上限額は、総額2,090千円（消費税および地方消費税相当含む）以内とし、内訳は、次のとおりとする。なお、予約運行の実車走行距離に、輸送実績に応じた額および諸経費を別途加算するものとする。

① 海陽町区域運行型デマンド交通コールセンター業務

1,650千円（消費税および地方消費税相当含む）

② 海陽町区域運行型デマンド交通穴喰地区運転業務（固定費）

440千円（消費税および地方消費税相当含む）

《参考》令和7年1月から12月における年間輸送実績額 約1,782千円（四国運輸局長が公示する徳島県郡部地区のタクシー運賃を適用して算出）

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

6. 担当課および連絡先

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町住民環境課（担当：堀川）

電話番号：0884-73-4152 FAX：0884-73-3097

メールアドレス：juminkankyo@kaiyo-town.jp

7. 公募及び受託決定日程

(1) 令和8年4月24日（金） 実施要項および仕様書の公表・公募開始

(2) 令和8年5月7日（木）※午後5時必着 質問の受付締切り

(3) 令和8年5月11日（月） 質問に対する回答 ※本町ホームページ上で公開

(4) 令和8年5月15日（金）※午後5時必着 業務提案書等の提出期限

(5) 令和8年5月19日（火） 選定委員会（書類・プレゼンテーションによる審査）

(6) 令和8年5月下旬頃 選定結果通知

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

8. 応募方法

応募する者は、次の書類を公募締切日までに提出（持参）すること。

(1) 提出書類及び必要部数

① 業務提案書（様式第1号）	1部
② 業務実施体制調書（様式第2号）	1部
③ 業務委託料見積書（様式第3号）	1部
④ 登記事項証明書（法人のみ）	1部
⑤ 応募事業者（代表者）の身分証明書（個人事業主のみ）	1部
⑥ 応募事業者（代表者）の履歴書（市販様式のもの）	1部
⑦ 運転業務に従事する者2名以上の履歴書（市販様式のもの）	各1部
⑧ 運転業務に従事する者の運転免許証のコピー	各1部
⑨ 国土交通大臣認定有償運送運転者講習修了証のコピー（受講者のみ）	各1部
⑩ 従事する者の無事故・無違反証明書	各1部
⑪ 過去5年間分の町税完納証明書	1部
⑫ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）	1部

(2) 応募（提出）方法

提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

(3) 応募（提出）先

海陽町役場（海南庁舎）住民環境課

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

(4) 公募締切日（提出期限）

令和8年5月15日（金）午後5時必着

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）により、受付期限までに電子メールまたはFAXにて提出すること。電子メールのタイトルは「海陽町区域運行型デマンド交通コールセンターおよび運転業務に関する質問（事業者名）」とすること。また、電子メールおよびFAX発信後は必ず電話にて送信の旨連絡すること

(2) 提出先

海陽町役場（海南庁舎）住民環境課

電話番号：0884-73-4152

FAX番号：0884-73-3097

メールアドレス：juminkankyo@kaiyo-town.jp

(3) 回答期日

令和8年5月11日（月）

(4) 回答方法

本町ホームページに掲載することとし、個別の回答は問わない。

10. 提出書類の著作権などの取り扱い

(1) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。

(2) 本町は、本プロポーザルの手続きおよびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された業務提案書の全部または一部の複製などを行うことができるものとする。

11. 企画提案の審査方法および評価基準

業務提案の審査、評価および契約候補者の選定を行うため、「海陽町区域運行型デマンド交通コールセンターおよび運転業務選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、本プロポーザルの実施および業務提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。なお、審査委員会の委員は、本業務に係る職員などで構成する。

(1) 審査方法

① 応募事業者の資格確認審査

本業務の委託者は、応募資格の確認審査を提出書類などにより実施し、本要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には失格とする。

② プレゼンテーションおよびヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーションおよびヒアリング審査を行う。

ア 持ち時間は、プレゼンテーション10分程度、ヒアリングを5分程度とする。

イ 説明は、提出した提案書類に沿って説明すること。追加資料の使用は認めないが、提案書の要約である説明用スライドの投影は認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

ウ 説明者は業務提案書に記載された代表者または担当者が行うこと。

エ 説明時にパソコンなどを使用する場合、各自準備すること。

オ プレゼンテーションを行う順番は、提案書類の受付順とする。

③ 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(2) 実施日

日時 令和8年5月19日(火)

場所 海陽町役場海南庁舎

※詳細については、決まりしだい提案者に別途通知する。

(3) 評価審査

① 審査は、審査委員会において、業務提案書類、プレゼンテーションおよびヒアリング応答の内容を総合的に評価するものとする。

② 各審査委員が採点した結果を集計し、合格点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査委員の投票により契約候補者を選定する。

③ 提案者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

④ 審査委員会において、評価された評価点は60点を最低評価点とし、最低評価点を満たさない場合は原則選定しないものとする。

(4) 契約候補者の決定

委託者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知

審査の結果は審査委員会終了後、参加者全員へ通知するとともに、選定された契約候補者の名称と総評価得点を本町ホームページに掲載する。

(6) その他

総合評価点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

12. 失格事項

下記のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 本要領第3項に掲げる応募資格要件を欠くことになった場合
- (2) 本要領などで示された、提出期限、提出場所、提出方法などの条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額が本要領第5項第3号に掲げる提案上限額を超える場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 評価の公正・公平な実施に支障があると認められる場合
- (8) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたりと認める場合

13. 契約の締結

(1) 契約にあたっては、選定された業務提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本町が協議および調整を行ったうえで契約を締結する。その際は、協議の結果に基づき、業務提案内容および仕様書を変更する場合がある。

(2) 契約候補者と協議が整わない場合や、契約候補者が契約締結までに応募資格要件に規程する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故などの特別な事由により契約締結が不可能となった場合においては、次点契約候補者と契約締結の交渉を行うものとする。

14. その他

(1) 本業務に応募する場合は、本プロポーザルに係る実施要領、仕様書などを熟読し、それらを遵守すること。

(2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査などに関する異議は受け付けない。

(3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 本町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 業務提案書は1者につき1案とする。

(6) 提出した書類の全部または一部を変更することはできない。ただし、脱漏または不明確な表示があった場合などにおいて、本町が認めた場合はこの限りではない。

(7) 提案、その他手続きに使用する言語および通過は、日本語および日本法定通貨に限る。

(8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止などの措置を行うことがある。

(9) 他の提案者から提出される業務提案書などは閲覧できない。

- (10) 提出された書類は一切返却しない。
- (11) 電子メールなどの通信事故は、本町はいかなる責任も負わない。
- (12) 本町が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、提案者は、本プロポーザルに際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

15. 提出書類作成上の注意

(1) 業務提案書

取組姿勢および効果的な独自提案については、評価基準表に基づき作成すること。

(2) 履歴書

写真は1ヶ月以内に撮影したものとし、縦4cm、横3cmとする。

自筆に限る。

(3) 運転免許証

両面をカラーコピーすること。